

お知らせ シニア向けスマホ基礎講座を開催します

☎ 広報情報課 ☎ 43-5206

日時・場所・申込締切

日時	場所	申込締切
7月21日(水) 午後1時~	賀集地区公民館	7月12日(月)
7月26日(月) 午後1時~	榎列公民館	7月13日(火)
7月28日(水) 午後1時~	三原志知公民館	7月15日(木)
7月29日(木) 午前10時~	神代地区公民館	7月16日(金)
7月29日(木) 午後1時~	中央公民館(市区分)	7月16日(金)
7月30日(金) 午前9時30分~	福良地区公民館	7月19日(月)
7月30日(金) 午後1時~	八木地区公民館	7月19日(月)
8月3日(火) 午前10時~	広田地区公民館	7月21日(水)
8月4日(水) 午前10時~	倭文公民館	7月26日(月)

新型コロナウイルス感染症対策として、非接触、オンライン手続きが推奨されています。こういった手続きに便利なスマートフォンですが、皆さんは利用されていますか。「使ってみたいけどよくわからない」「持っているがわからない」といったお悩みを解決するため、シニア向けスマホ基礎講座を開催します。詳しくは開催場所の各地区公民館に設置のチラシをご覧ください。

※講座は市内21地区の公民館で順次行います。内容はすべて同じです。  
 ※募集人数 各回20人程度  
 ※65歳以上、開催地区の住民優先で先着順  
 ▼申込み・問合せ先  
 スマホ相談予約窓口  
 ☎0120・224・774  
 ※受付時間は午前10時~午後7時  
**期間限定でスマホ相談窓口を開設(予約制)**  
 ▼場所 市役所本館1階  
 ▼申込み・問合せ先  
 スマホ相談予約窓口  
 ☎0120・224・774

お知らせ 64歳以下の人への新型コロナワクチン接種について

☎ 南あわじ市新型コロナウィルスワクチン接種コールセンター ☎ 43-5671 / 健康課 ☎ 43-5218

市では7月上旬~中旬にかけて、64歳以下の人へ接種券を年代別に順次送付します。接種券は年代別に発送しますが、基礎疾患がある人には優先接種日を設ける予定です。詳しくは、接種券に同封する予約案内をご覧ください。優先接種の対象となる基礎疾患は次の通りです(国の定める基準)。

- ① 次の病気や状態の人で、通院・入院している人
  - ・慢性的呼吸器の病気
  - ・慢性的心臓病(高血圧を含む)
  - ・慢性的腎臓病
  - ・慢性的肝臓病(肝硬変など)
  - ・インスリンや飲み薬で治療中の糖尿病または他の病気を併発している糖尿病
  - ・血液の病気(ただし、鉄欠乏性貧血を除く)
  - ・免疫の機能が低下する病気(治療や緩和ケアを受けている悪性腫瘍を含む)
  - ・ステロイドなど、免疫の機能を低下させる治療を受けている
- ② BMI30以上の肥満の人
  - ※BMI30の目安:身長170cmで体重約87kg、身長160cmで体重約77kg

状態(呼吸障害など) 染色体異常  
 ・重症心身障害(重度の肢体不自由と重度の知的障害とが重複した状態)  
 ・睡眠時無呼吸症候群  
 ・重い精神疾患(精神疾患の治療のため入院している、精神障害者保健福祉手帳を所持している、または自立支援医療(精神通院医療)で「重度かつ継続」に該当する場合)や知的障害(療育手帳を所持している場合)

※国や県の設置する大規模接種会場での接種を希望するなど、接種券が必要な人には個別に送付しますので健康課までご連絡ください

☎ 南あわじ市新型コロナウィルスワクチン接種コールセンター ☎ 43・5671  
 ☎ 健康課 ☎ 43・5218



ワクチン接種に関する市ホームページ

お知らせ 後期高齢者医療制度・介護保険制度 保険料額決定通知・後期高齢者医療被保険者証の送付

☎ 長寿・保険課 ☎ 43-5217

令和3年度後期高齢者医療保険料額および介護保険料額の決定通知書を7月中旬に送付します。後期高齢者医療制度および介護保険制度では、被保険者一人ひとりに保険料をお支払いいただきます。

① 特別徴収(年金からの天引き) 年金支給時にあらかじめ差し引かれます。

② 普通徴収(納付書か口座振替での支払い)  
 ▼後期高齢者医療制度 7月から翌年3月まで毎月納付いた

お知らせ 国保税・後期高齢者医療保険料・介護保険料の減免

☎ 国保税について…税務課 ☎ 43-5213  
 ☎ 保険料について…長寿・保険課 ☎ 43-5217

新型コロナウイルス感染症の影響で世帯の主たる生計維持者の収入が減少した場合などに、申請により国保税・後期高齢者医療保険料・介護保険料の減免を受けられる場合があります。

**対象世帯(対象被保険者)**  
 新型コロナウイルス感染症(の影響)により、主たる生計維持者が(の)  
 ① 死亡または重篤な傷病を負った世帯(に属する被保険者)  
 ② 事業収入、不動産収入、山林収入または給与収入が減少する世帯のうち、主たる生計維持者について次の(1)~(3)の条件(廃業・失業の場合および)

新型コロナウイルス感染症の影響で世帯の主たる生計維持者の収入が減少した場合などに、申請により国保税・後期高齢者医療保険料・介護保険料の減免を受けられる場合があります。

び介護保険料については(1)および(3)すべてに当てはまる世帯(に属する被保険者)  
 (1) 事業収入等のいずれかが前年の10分の3以上減少見込み(2) 前年の所得の合計額が1000万円以下(3) 減少見込みの事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下

**減免額** ①の場合は全額免除。②の場合は前年の所得等に依りて一部または全額を減免します。

※納付が困難な場合は、支払いの猶予を受けられる場合がありますので「相談ください」

案内 プレミアム付商品券を販売します

☎ 連合商店街コールセンター ☎ 42-2510

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた地域経済を回復するために、市内の商店街が合同で、市内で広く利用できる期間限定のプレミアム付商品券事業を行います。ぜひ、身近にある商店街・小売市場をご利用ください。

**プレミアム付商品券について**  
 1セット5000円で、6000円分の商品券を販売します。1世帯につき10セット(5万円)まで購入できます。

商品券の購入方法  
 予約申込書を提出した人に「引換券ハガキ」を郵送していただきますので、指定日に郵便局で購入してください。

**商品券の使用可能期間**  
 8月1日(日)~9月30日(木)

**商品券の使用可能店舗**  
 549店舗(6月18日現在)  
 ※店舗一覧や事業の詳細は、市ホームページに掲載しています



お知らせ 子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親以外の低所得の子育て世帯分)

☎ 子育てゆめるん課 ☎ 43-5219

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯の生活を支援するため、一時金が支給されます。

**支給対象者** 次の①②の両方に当てはまる人  
 ① 18歳未満の児童(令和3年3月31日時点。障害児の場合、20歳未満)を養育する父母等  
 ※令和4年2月28日までに生まれた児童も対象  
 ② 令和3年度住民税(均等割)が非課税の人、または1月1日以降の収入が急変し、住民税非課税相当の収入となった人

世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)の支給を受けた人は対象外となります

**給付額** 児童1人あたり5万円  
**申請手続きについて**  
 ・4月分の児童手当または特別児童扶養手当の受給者(公務員除く)で住民税(均等割)が非課税の人は申請不要。6月末に支給済みです。  
 ・その他の人(高校生のみを養育している人、収入が急変した人、公務員など)は申請が必要です。

※申請方法など、詳しくは市ホームページをご覧ください

